

# ことばの支援(外国語通訳)サポーターバンク登録制度

平成24年6月  
いちき串木野市国際交流協会

## 1 目的

ことばの支援(外国語通訳)サポーター(以下、「サポーター」という。)として登録した市民が、国際交流事業へ参加協力することで国際交流への理解を深めるとともに、本市に在住する外国人及び本市を訪れる外国人との交流を深め、共に協力して生活できる地域づくりを目指すことを目的とする。

## 2 活動内容

- (1) 日本(本市)の生活にまだ慣れていない外国籍住民に対し、公共サービスの場(窓口手続き等)や日常生活において、通訳支援を行う。
- (2) 本市を訪れる外国人に対し、通訳案内を行う。
- (3) その他、国際交流事業への参加協力。

## 3 登録者

当制度の趣旨を理解する満18歳以上で、市内在住、又は市内に通勤・通学する者。

## 4 登録方法

サポーターへの登録を希望する者は、協会指定の登録申込書(様式1)にて申請するものとし、協会は申請者が登録資格を満たすと認めた場合は、サポーターとして登録し、申請者へ通知するものとする。

## 5 登録の取り消し

協会は、サポーターが次のいずれかに該当すると認めた場合、登録を取り消すことができる。

- ・ サポーターから登録取り消しの申し出があったとき。
- ・ サポーターの転居等により協会との連絡が不可能となったとき。
- ・ サポーターとして不適格と認められる事実が発生したとき。

## 6 報酬及び費用の負担

サポーターは原則として無報酬で活動を行うものとする。ただし、交通費及びその他の費用が発生する場合には、依頼者が負担、又はサポーターと協議するものとする。

## 7 利用対象者

当該制度を利用できるものは、次のとおりとする。

- ・ 地方公共団体等公共性のある組織、機関
- ・ 営利を目的としない国際交流活動を行う団体・個人
- ・ その他の団体、個人で、利用目的が営利に結びつかないと協会が認めた場合

## 8 利用方法

利用申請者は、当協会に対し、電話等でサポーターの紹介を依頼することができるものとする。

協会は、依頼内容を把握、審査のうえ、適当と認めた場合は、依頼内容を満たすサポーターへ連絡し、依頼者に紹介することとする。

## 9 免責等

協会は、利用者が被った損害について一切その賠償の責を負わないこととする。

## 10 守秘義務

登録サポーターは、その活動中に知りえた秘密を漏らしてはならない。

## 11 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項については当協会長が別に定めるものとする。